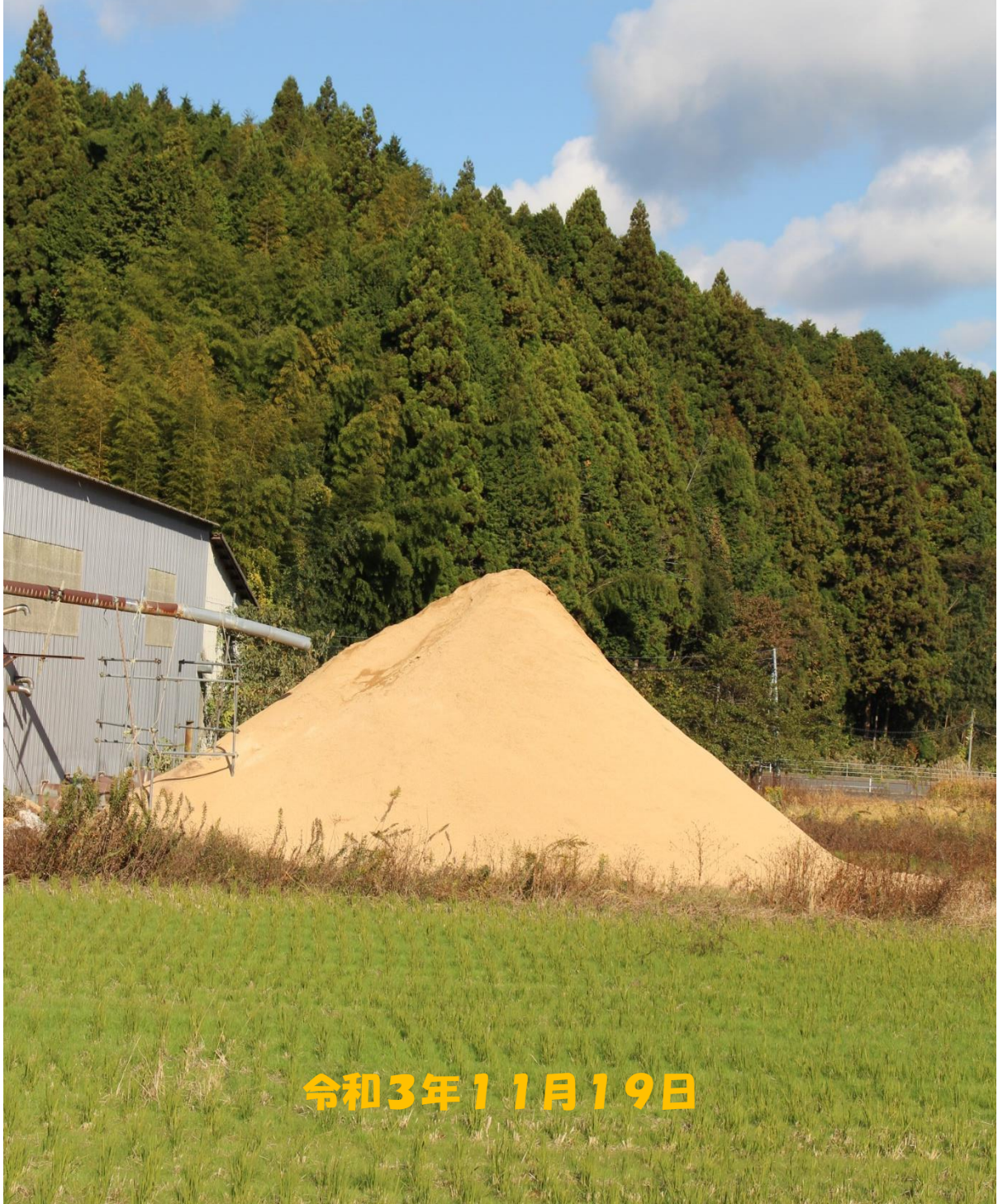




情報(第 141号)



令和3年11月19日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

米塚ならぬ糞塚：何トンの米なのでしょうか（周南市須々万 令和3年11月13日）

第1号被保険者の保険料納付と年金記録



前号は、「ねんきん月間」にちなんで年金記録の見方について解説しました。今号では、「国民年金第1号被保険者」の保険料納付(免除等)とその年金記録について説明します(概要)。

1 定額保険料

令和3年度の保険料は月額16,610円です。保険料は毎年度見直しが行われています。前納によること(1年分、2年分があります)、現金納付ではなく口座振替納付によると割引があります。

2 付加保険料

定額保険料に、月額400円の付加保険料を加算する制度で、付加年金が受給できます。その年金額は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れることになり、超お得な設計です。

例えば、10年間付加保険料を納めていた場合は、【200円×120月(10年) = 24,000円(年額)】が老齢基礎年金に上乗せされます。

3 免除

免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。

- (1) 「法定免除」は、①生活保護を受けている方、②障害基礎年金ならびに障害厚生年金(2級以上)を受けている方などに限られ、届書を提出する必要があります。
- (2) 「申請免除」には、本人・配偶者・世帯主の所得に応じて、①全額、②3/4、③半額、④1/4免除の4種類があり、申請が承認されると前記区分額が免除されます。

①では、保険料の納付をしなくて年金額が1/2保証されます。なお、②～④では納付すべき部分を納付しないと未納期間となり、免除の効果が生じません。

4 納付猶予

20歳から50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予されます。

5 学生納付特例

20歳以上の学生は、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料納付が猶予されます。老齢基礎年金額には反映しないことは前項と同一です。

6 追納

上記3, 4, 5については、年金の受給資格期間として計算され(3のなお書に注意)ますが、年金額には反映されません。このように、免除や猶予を受けると老齢基礎年金額が低額となるため、再就職以降に挽回のチャンスがあります。具体的には10年以内であれば、免除期間・猶予期間を納付して(追納と呼びます)、1/1の年金額とすることができます。社会保険料控除となりますので、税金が安くなるというダブルの効果を得られます。

7 未納には注意

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金額が定額となり、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので注意が必要です。未納防止をまとめると次のとおりです。

- (1) 未納は絶対に駄目！なんとしても避ける。
- (2) 所得などから納付が困難であるときは免除・猶予の相談をする。
- (3) 学生で、あえて親が納付するときは付加保険料付きとする（納付するならお得なプランを選択）。
- (4) (3)でないときは、学生納付特例を利用する。
- (5) (2)及び(4)では、将来の追納と合わせて考える。

8 保険料免除期間の年金額（平成 21 年 4 月以降の保険料で算定）

保険料免除では、その区分に応じて老齢基礎年金額への反映が異なります。

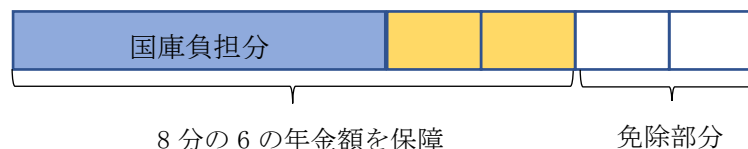
- (1) 全額免除



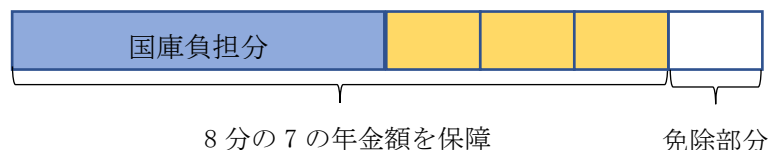
- (2) 4 分の 3 免除



- (3) 半額免除



- (4) 4 分の 1 免除



(2)～(4)では、免除部分でない保険料を納付する必要があります。

当法人では社会保険事務手続き等の代行(電子申請)を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0567
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>